

第 2 回デジタル関係制度改革検討会

7 項目のアナログ規制見直し工程表 フォローアップ状況

2023年12月 5 日(火) デジタル庁デジタル法制推進担当

アナログ規制の見直しに係るFU状況等【前回FU時点】

法令

	見直し否	完了済み	見直し要					計
			2023年9月まで	2023年中	2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	428	106	0	317	764	2	2,927
実地監査	10	24	15	0	16	9	0	74
定期検査・点検	209	92	74	0	167	492	0	1,034
常駐・専任	219	203	74	0	475	91	0	1,062
対面講習	17	16	27	0	43	113	2	218
書面掲示	99	20	126	0	173	281	73	772
往訪閲覧・縦覧	339	200	192	0	614	98	3	1,446
FD等	1,061	8	0	1,026	0	0	0	2,095
計	3,264	991	614	1,026	1,805	1,848	80	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

今回のFU対象

デジタル原則に照らしたアナログ規制の見直しに関する工程表 フォローアップ状況（2023年4～9月見直し完了予定条項）

2023年11月17日
河野大臣閣議後会見で公表

昨年12月末に確定した見直し工程表に沿った見直しを確実に実施。
予定の期限を超過して見直しを行う規制については、新たな見直し完了時期を調整・設定。

各規制の項目	9月末見直し完了予定(A)	各省回答			見直し等達成率【B/A】	見直し完了 (予定前倒し)	前回のFUまでに 見直し完了済	現時点までの 見直し完了済 合計条項数
		見直し完了※2	新たな見直し 完了時期を設定	合計(B)				
目視	106	101	5	106	100%	7	428	536
実地監査	15	15	0	15	100%	0	24	39
定期検査・点検	74	73	1	74	100%	9	92	174
常駐・専任	74	74	0	74	100%	1	203	278
対面講習	27	27	0	27	100%	2	16	45
書面掲示	126	98	28	126	100%	7	20	125
往訪・閲覧縦覧	192	171	21	192	100%	23	200	394
FD等記録媒体※1	0	—	—	—	—	2	8	10
合計	614	559	55	614	100%	51	991	1601

※1 FD等記録媒体規制は、全て2023年末までの見直しで合意しており、今回は前倒しで見直しを完了した条項のみを記載した。

※2 「見直し完了」には2023年10月1日から11月16日までの間に見直しが行われたものを含む。

アナログ規制の見直しに係るFU状況等【今回FU後・法令に基づく規制】

法令

今後見直しを行う法令に基づく規制
4,763件

	見直し否	完了済み	見直し要				計
			2023年中	2024年3月まで	2024年6月まで	2024年7月以降	
目視	1,310	536	2	315	762	2	2,927
実地監査	10	39	0	16	9	0	74
定期検査・点検	209	174	1	160	490	0	1,034
常駐・専任	219	278	0	475	90	0	1,062
対面講習	17	45	0	41	113	2	218
書面掲示	99	125	1	172	293	82	772
往訪閲覧・縦覧	339	394	4	608	90	11	1,446
FD等	1,061	10	1,024	0	0	0	2,095
計	3,264	1,601	1,032	1,787	1,847	97	9,628

※「運転免許試験免除のための講習」については、見直し完了時期が「【優良】2024年度10月～3月、【その他】2024年度4月～6月」となっており、それぞれで計上したため、条項数（217）とFU数（218）が一致しない。

今回のFUまでに見直しが完了した
法令に基づく規制：1,601件

見直しが必要な法令に基づく規制
6,364件

2023年4月～9月に見直しが行われた規制の例

○ 目視・実地監査規制

例：自動車の点検整備（道路運送車両法）

（参考）【自動車保有車両数：82,810,579台（2023年7月末時点）】

2023年3月、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、整備工場で自動車を点検する際に、目視によらずデジタル技術を活用することが可能である旨を明確化した。

○ 定期検査・点検規制

例：消防用設備等の定期点検（消防法）

（参考）【全国の防火対象物数：417万1229件（2021年3月末時点）】

2023年9月、予防行政のあり方に関する検討会を開催し、消防用設備等の定期点検について、デジタル技術等により技術代替を可能とする旨をとりまとめた。また、通知の発出によりその旨を明確化した。

○ 常駐・専任規制

例：介護サービス事業所等における管理者等の常駐

（指定居宅サービス等基準）

（参考）【訪問介護事業所数：約3.5万事業所（2020年10月時点）、地域包括支援センター数：約5千か所（2021年4月時点）】

2023年9月、介護事業所等の管理者は当該介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能である旨を事務連絡により周知。

○ 対面講習規制

例：貸金業務取扱主任者登録講習（貸金業法）

（参考）【貸金業務取扱主任者数：27,328名（2023年8月末時点）】

2023年9月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（事務連絡）の発出により、講習申込、講習受講、修了証発行の一連のプロセスについて、デジタル技術を活用する方法で実施できる旨周知し、デジタル完結による手段を促した。

○ 書面掲示規制

例：住宅宿泊仲介業務約款及び料金の公示（住宅宿泊事業法）

（参考）【民泊の延べ宿泊者数約1,304万人泊（2022年度までの累計）】

令和5年9月29日付で事務連絡を発出し、公示すべき住宅宿泊仲介業務約款及び料金について、住宅宿泊仲介業者がウェブサイトを作成している場合は、当該ウェブサイト上での公示を推奨した。

○ 往訪・閲覧縦覧規制

例：有料老人ホームの協会会員名簿の閲覧（老人福祉法）

（参考）【有料老人ホーム施設数（サービス付き高齢者向け住宅以外）16,724施設（2021年10月1日時点）】

【見直し後（PHASE3）】

2023年9月、関係団体に向けて会員名簿を縦覧に供する場合には、Webページ上で確認できる方法など、電磁的方法によることを基本とされたい旨の事務連絡を発出。